

(仮称) 福山高等学校寄宿舎借上事業プロポーザル募集要項

1 事業概要

(1) 事業の目的

福山市（以下「市」という。）では、福山高等学校が、自己の能力を高め、夢の実現に向けて邁進できる学校として、広く意欲のある生徒に選ばれる学校となるため、遠方のため通学できない生徒や市内在住者を含め共同生活を希望する生徒の安心・安全な生活環境として、寄宿舎を整備するものです。

当該施設は、2023年(令和5年)4月の供用開始を目指しているため、早期着工・早期開設が求められます。そのため、市は寄宿舎の整備において、市が土地の所有権や賃借権を取得した上で自らPFI等によって施設を整備する手法ではなく、民間事業者が民地の上に所有する施設を整備することによって、その有する手法、技術とスピード感を活用し、市が土地及び建物を賃借する手法を採用するものです。

(2) 事業内容

本事業は、民間事業者に市の要求性能水準書に基づいて、寄宿舎を整備（新築又は既存改修等の整備種別については指定しません。）していただき、完成後、市が借上するものです。

(ア) 事業の流れ

本事業において、事業の流れは次のとおりとします。

- ① 市は、寄宿舎の整備に係る提案を公募型プロポーザルにより公募し、整備内容について優秀と認められる提案を行った民間事業者を建物整備事業者（以下「選定事業者」という。）として選定する。
- ② 市は、選定事業者との間で、本事業を実施するための基本的事項を定めた基本協定を、提案内容をもとに締結する。
- ③ 選定事業者は、提案内容及び基本協定に基づき寄宿舎の設計を行う。
- ④ 設計が完了した後、基本協定に基づき市の確認（以下「設計確認」という。）を受けなければならない。
- ⑤ 設計確認を受けた後、建築基準法第6条の規定に基づく建築確認申請書を提出するものとする。
- ⑥ 選定事業者は、建築確認申請を受けた建物（寄宿舎）を基本協定に基づき整備するものとする。
- ⑦ 市は基本協定に基づき検査を行う。その他市が要求した事項に対する報告及び確認を行う。
- ⑧ 市は、上記⑦の検査後、選定事業者との間で賃貸借契約書を締結する。
- ⑨ 市と選定事業者との賃貸借契約は2023年(令和5年)4月から2045年(令和27年)3月末までの22年間の予定とし、完成後、2032年度(令和14年度)までの10年間で、建物整備（設計・施工）費を等分割して支払う。維持管理費、土地賃借費、公租公課については2045年(令和27年)3月末までの22年間、賃貸借契約に基づき毎年支払うものとする。

※23年目以降は、施設の使用状況及び運営状況等を考慮し、継続的協議を踏まえ、最終的には市が継続利用又は利用終了について判断するものとします。

継続利用の場合、毎年協議を踏まえ、最長10年間延長します。ただし、建物及び土地の賃料は無償とし、市は、公租公課相当額のみを負担します。また、機能維持のために必要な施設の維持修繕については、選定事業者が実施し、その費用を市に償還請求できることとします。

解体費分については、新たに評価し、22年経過前の評価との差額を賃料に反映することとします。新たな賃貸借契約を締結するまでの間は、従前の契約に基づく賃料等の支払いを継続することによって、利用継続することになります。

利用終了の場合、土地及び建物を選定事業者に現状有姿にて返還しますが、その際、建物及び土地の転用、継続的な行政用途での利用については、要望等は受け付けないものとします。

(イ) 業務内容

本事業において、選定事業者が行う業務は、次のとおりとします。

- ① 寄宿舍整備に係る土地及び建物の確保
 - ・寄宿舍の用途、規模、計画に適し、福山高等学校への通学に配慮した土地及び建物（既存建物を含む）の確保
- ② 調査
 - ・近隣及び地質調査、電気、電話、インターネット回線、上下水道等に関する必要な調査等
- ③ 設計・工事監理
 - ・寄宿舍の基本設計及び実施設計
 - ・工事監理（監理書類作成・品質管理等）
 - ・各種申請手続き（8 その他の留意事項(11)関係法令等に基づく必要な手続き）
- ④ 施工
 - ・土地の造成工事（必要な場合）
 - ・寄宿舍の新築又は改修（建築設備、外構等付帯設備を含む）
 - ・各種申請手続き（8 その他の留意事項(11)関係法令等に基づく必要な手続き）
 - ・安全確保等の近隣対策（公衆災害の防止に係る安全対策、近隣周知や作業後の清掃等、建設現場において一般的に実施する対策）
 - ・室内の空気中化学物質濃度の測定
 - ・その他土地の状況に応じた寄宿舍の敷地の整備に必要な業務
- ⑤ 宅地建物取引
 - ・寄宿舍の賃貸に関する業務
- ⑥ 維持管理業務
 - ・施設の維持修繕（不良箇所の現状回復）や保守点検
 - ※修繕内容や範囲、程度については年度毎、市と選定事業者で協議を行う。
 - ※使用者の過失や故意による破損等は使用者が負担することとする。
 - ・外壁等の大規模改修、設備更新等（11～13年目を目途）

- ※改修内容や範囲，程度については9年目頃，市と選定事業者で協議を行う。
- ・その他，本事業において必要となる業務

(3) 事業のスケジュール

本事業の予定スケジュールは以下に示すとおりとする。

日 程	内 容
2022年(令和4年)6月29日	プロポーザル募集要項の公告，募集開始
8月中旬	選定事業者特定 基本協定締結
8月中旬～ 2023年(令和5年)3月中旬	基本・実施設計 設計審査 建設工事 完成検査
3月下旬	賃貸借契約締結
4月上旬	寄宿舍供用開始
2023年(令和5年)4月～ 2045年(令和27年)3月	寄宿舍借上事業 22年間

本事業の支払いスケジュールは以下に示すとおりとする。

2023年度(令和5年度)～ 2032年度(令和14年度)(10年間)	2033年度(令和15年度)～ 2044年度(令和26年度)(12年間)
建物整備(設計・施工)費(※1)(等分割)	
維持管理費(※2)・土地賃借費(※3)・公租公課(※4)・	

- (※1) 建物整備費：各種調査や手続き，設計・工事監理・工事費など寄宿舍整備に関する費用。(リースに係る手数料含む。) 10年間等分割で支払い。
- (※2) 維持管理費：施設の維持修繕や保守点検，保険料等，日常的な運営に係る費用の他，大規模改修，設備更新等の経費，解体費を含んだ施設の維持管理に関する費用。 22年間毎年，定額で支払い。
- (※3) 土地賃借費：市の基準により算出。(別紙8-1 第6貸付料の算定基準，別紙8-2にて算出)
- (※4) 公租公課：固定資産税等，本事業に係る租税。 22年間毎年，当該年度の租税相当額を支払い。

(4) 業務実施上の条件

ア 技術提案書を提出できる者(以下「提出者」という。)の資格要件

(ア) 単体企業の場合（個人事業主含む）

- a 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- b 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した場合、裁判所からの更生手続開始決定がされている者であること。
- c この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- d 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- e 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- f 共同事業体の構成員として又は他の単体企業若しくは共同事業体の協力事務所として、今回のプロポーザルに参加していないこと。
- g 次の(A)～(C)に掲げる届出の義務を履行している者であること。
 - (A) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出
 - (B) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
 - (C) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

(イ) 共同事業体の場合

- a 構成員の代表者（以下「代表構成員」という。）は、共同事業体において中心的役割を担う履行能力を持ち、かつ出資比率が最も大きい者であること。
- b 代表構成員及び構成員は、(ア) a～g に掲げる条件を全て満たす者であること。

※前提として、最低 22 年間事業契約を行えるものに限ります。（事業譲渡は出来ないものとします）

不明な点がある場合は、担当課に確認してください。

2 担当課

〒720-0843 福山市赤坂町大字赤坂 910 番地

福山市立福山中・高等学校事務室

電話：084-951-5978

電子メール：jimu-ichifuku@manabi.city.fukuyama.hiroshima.jp

3 参加意向申出書の作成等

(1) 提出書類

様式 1 から様式 5 までを作成するとともに次に掲げる書類を添付して、担当課へ提出してください。

また、共同事業体の場合には、様式 6 から様式 8 までを併せて担当課へ提出してください。

添付書類

- ア 商業登記簿謄本（写しでも可）
- イ 市税の完納証明書（原本。福山市に納付すべき市税の完納を証明したもの。福山市に納税義務のない者を除く。）
- ウ 納税証明書（写しでも可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の納税証明書（その3未納の税額がないこと用））
- エ 印鑑証明書（原本）
- オ 健康保険，厚生年金保険，雇用保険（以下「社会保険等」という。）の加入状況を確認できる書類の写し。（社会保険等に加入義務のない場合又は適法に他の保険に加入している場合を除く。該当者は，別途申出書（様式 14）を提出。）
- カ 財務諸表
 - ・法人 直前 1 年の事業年度についての，「貸借対照表」，「損益計算書」及び「株式資本等変動計算書」及び「注記表」
 - ・法人以外 直前 1 年の事業年度についての，「貸借対照表」，「損益計算書」直前 1 年の事業年度の調製が完了しない場合は，直前 1 年の事業年度の前年度の財務諸表とする。）

※添付書類 オ及びカについては，福山市 2021 年度（令和 3 年度）・2022 年度（令和 4 年度）建設工事又は測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格の認定を受けている者は提出不要。

（2）提出書類の作成方法等

- ア 様式 1（参加意向申出書）

提出者及び作成者を記載してください。

また，提出者としての資格要件を満たしている場合は，□にチェックを記載してください。
- イ 様式 2（事業計画地の概要等）

提案する事業計画地の概要について，次のとおり記載してください。

 - （ア）事業計画地の概要

提案する事業計画地の概要を様式に沿って記載してください。新築の場合は計画土地の概要を記載し，既存改修の場合は敷地及び既存建物の概要について記載してください。
 - （イ）付近見取図

提案する事業計画地の付近見取図に，福山高等学校との位置関係及び直線距離を示してください。また，事業計画地から 1.0km 以内にある，下記 A～C の施設の位置と直線距離を示してください。各敷地境界からの距離とします。

 - A：コンビニ，スーパーマーケット等の日用品物販店舗
 - B：病院，診療所（内科，外科）
 - C：公共交通機関（電車）の駅

航空写真等貼付けしてもよいものとします。

(ウ) 敷地詳細図

提案する事業計画地の敷地詳細図を提出してください。隣接道路及び隣接地等も示してください。既存建物改修の場合は、建物配置や簡易的な現状の平面図、立面図も提出してください。既存建物の立面図は、写真(4面)でもよいものとします。

ウ 様式3 (使用印鑑届)

代表者印と異なる印鑑を見積り及び契約時等に使用する場合に提出してください。様式4を提出する場合は不要です。

エ 様式4 (委任状)

契約締結等に関する権限を支店長、営業所長等に委任する場合に提出してください。

オ 様式5 (誓約書)

カ 様式6 (共同事業体結成届)

共同事業体でプロポーザルに参加する場合(以下「共同事業体の場合」という。)に作成してください。

キ 様式7 (共同事業体協定書)

共同事業体の場合には協定を締結することとし、協定書の写しを提出してください。

ク 様式8 (共同事業体の取組体制)

共同事業体の場合、構成員の担当する業務内容を明確に記述してください。

(3) 募集要項に関する質問の受付及び回答

質問は、次の手続きにより行うことができます。

ア 質問事項がある場合は、質問書(様式13)を電子メールで担当課へ提出してください。

なお、メール送信の際は、件名に「(仮称)福山高等学校寄宿舎借上事業プロポーザル募集要項に関する質問」と記したうえで送信してください。

イ 質問書受付期間

2022年(令和4年)6月29日(水)から同年7月6日(水)午後4時まで

ウ 質問に対する回答は、2022年(令和4年)7月11日(月)までに福山市ホームページに掲載します。

(4) 参加意向申出書の受付等

ア 受付期間

2022年(令和4年)6月29日(水)から同年7月13日(水)午後5時まで

イ 提出部数等

(1)の提出書類各1部を担当課へ持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。以下同じ。)してください。提出に要する費用は、提出者の負担となります。

持参される場合は、受付期間(福山市の休日を定める条例(平成元年条例第29号)第1条第1項に規定する市の休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時までの間、随時受け付けます。(郵送の場合には7月13日(水)午後5時必着とします。)

(5) 選定結果の通知

2022年（令和4年）7月中旬頃

選定の結果は、提出者全員に通知します。

なお、選定結果（選定された提出者名、全ての提出者の評価基準毎の点数等）は、福山市ホームページに掲載し、公表（別紙5-1）することとしています。

(6) 技術提案書の提出者を選定するための基準等

ア 技術提案書の提出者を選定するための基準

別紙1「技術提案書の提出者を選定するための基準」、別紙7「提案者選定及び技術提案書特定評価要領」のとおりです。

イ 技術提案書の提出者の選定数等

技術提案書の提出者は、5者程度を選定します。

4 非選定理由に関する事項

(1) 参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由（非選定理由）を書面（非選定通知書）により通知します。

(2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により、福山市長に対して非選定理由について説明を求めることができます。

(3) 上記(2)の回答は、説明を求めることが出来る最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行います。

(4) 非選定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりです。

ア 受付場所 2の担当課に同じ

イ 受付時間 午前9時から午後5時まで

5 技術提案書の提出等

(1) 提出書類

様式9から様式12までを作成して、担当課へ提出してください。

様式10、様式11の作成に当たっては、基本的考え方を文章で簡潔に記載することを原則としますが、文章を補完するための最小限のイメージ図、模式図、概念図や、既存建築物の写真等の使用は認めます。（引用した既存建築物の名称は具体的に記入してください。）

なお、様式11の作成に当たっては、提案内容を具体的に表現するためのスケッチ等を規定する範囲（各テーマ、合計300平方センチメートル以内の大きさで位置は任意）で記載することを認めます。（別紙6を参照してください。）

また、様式10、様式11、様式12には、各1部の裏面に提出者名を記載することとし、残りの9部及び全ての表面には提出者（協力事務所を含む。）を特定することができる内容の記述（具体的な社名等）はしないでください。

(2) 提出書類の作成方法等

各様式とも1枚ずつ作成することとし、文章の文字サイズは8.0ポイント以上程度、

イメージ図等の注釈は 6.0 ポイント以上程度とし、判読できるものとしてください。

提出書類について、この募集要項及び別紙の書式に示された条件に適合しない場合は減点又は無効とすることがあります。(別紙 6 を参照してください。)

また、書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法(平成 4 年法律第 51 号)によってください。

ア 様式 9 (技術提案書)

イ 様式 10 (業務実施方針及び手法)

業務の実施方針、取組体制、事業チームの特徴及び特に重視する寄宿舍整備上の配慮事項(様式 11 に記載する内容を除く。)を簡潔に記述してください。また、地元企業の使用、地場製品の活用について記述してください。

なお、技術提案書の提出者が、他の建設コンサルタント等の協力を得て、又は学識経験者の援助を受けて業務を実施する場合には、技術提案書にその旨を明記してください。

ウ 様式 11 (評価テーマに対する提案)

募集要項第 1 の(1)事業の目的に基づき、要求性能水準書を踏まえ、次の評価テーマに対する技術的提案を記述してください。

(ア) テーマ 1

「寄宿舍建設及び維持管理に係る事業実施体制」

(提案の視点)

- ・人員及び資材確保等を含めた事業スケジュール遂行のための具体的な取組体制
- ・供用開始に向けた設計及び建設工期における具体的な工夫、概略工程
- ・技術者の保有資格、事業実績等
- ・周辺環境配慮、事故防止、コロナ感染防止対策等に関する取組
- ・完成後の緊急修繕対応、保守点検、大規模改修等、維持管理に関する組織体制

(イ) テーマ 2

「利用者に配慮した施設・居住環境」

(提案の視点)

- ・寄宿舍の建物配置計画、住戸計画
- ・施設の性能、品質、メンテナンス性
- ・周辺環境との調和に配慮したデザイン
- ・利用者及び入居者のプライバシーに対する配慮
- ・将来的な定員増による増改築を想定した計画

エ 様式 12 (借上価格提案書)

寄宿舍の建物整備費、賃貸借費を積算の上、提案してください。建物整備費は寄宿舍完成後、10 年間で等分割にて支払いとします。賃貸借費は賃貸借契約締結後、22 年間で支払いとし、維持管理費の中には、全ての維持修繕に係る費用を見込むものとします。(土地の賃借料は、別紙 8-1、8-2 基準にて算出)

(3) 技術提案書の提出期間等

ア 受付期間

2022 年(令和 4 年)7 月 20 日(水)から同年 7 月 27 日(水)午後 5 時まで

イ 提出部数等

様式 9 は 1 部、様式 10～様式 12 は 10 部（左綴じ，カラー使用可）を担当課へ持参又は郵送してください。ただし，提出に要する費用は提出者の負担となります。

持参される場合は，上記期間の休日を除く毎日午前 9 時から午後 5 時まで。（郵送の場合には 7 月 27 日（水）午後 5 時必着とします。）

(4) ヒアリングの実施

2022 年（令和 4 年）7 月下旬頃

提出された技術提案書をもとにヒアリングを行います。また，ヒアリングの日時，場所等は，技術提案書の提出者に別途連絡します。

(5) 技術提案書の特定

（仮称）福山高等学校寄宿舎借上事業に係る事業者選定審査委員（以下「審査委員」という。）（別紙 3 を参照）において，提出された技術提案書及びヒアリングによる評価を行い，それに基づいて，市長が技術提案書を特定し，事業者の候補者（以下「候補者」という。）として，特定者 1 名，次点者 1 名を特定します。

(6) 特定結果の通知

2022 年（令和 4 年）8 月上旬頃

特定結果は，提出者全員に通知します。

なお，特定結果（特定された提出者名，全ての提出者の評価基準毎の点数等）及び特定された技術提案書の一部（様式 11）は，福山市ホームページに掲載し公表（別紙 5－2）することとしています。

また，候補者に対する通知は，単に事実上の行為であり，選定事業者として決定したものではありません。

(7) 評価基準等

別紙 2「技術提案書を特定するための基準」，別紙 7「提案者選定及び技術提案書特定評価要領」のとおりです。

6 非特定理由に関する事項

(1) 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては，特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を書面により通知します。

なお，特定結果（特定された提出者名，全ての提出者の評価基準毎の点数等）及び非特定された技術提案書の一部（様式 11）は，福山市ホームページに掲載し公表（別紙 5－2）することとしています。

(2) 上記（1）の通知を受けた者は，通知を受け取った日の翌日から起算して 7 日（休日を含まない。）以内に，書面（様式は自由）により，福山市長に対して非特定理由について説明を求めることができます。

(3) 上記（2）の回答は，説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日以内に書面によって行います。

(4) 非特定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は，次のとおりです。

ア 受付場所 2 の担当課に同じ

イ 受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで

7 契約書作成に関する事項

本業務の契約は、基本協定及び賃貸借契約を締結するものとします。基本協定は、選定事業者を決定した後、提案内容に基づき事業内容の事前協議を行い、締結します。賃貸借契約は、完成検査を実施した後、締結します。基本協定書（案）及び賃貸借契約書（案）は、別紙4-1及び別紙4-2のとおりです。なお、予定事業費は、2億6,500万円（消費税等込み）（22年間総額）を想定しており、要求性能水準書に記載の設計と条件等に従って設計業務を行い、予定事業費以内に収めてください。

なお、受注者の責めに帰すべき事由により、履行期間内に上記工事費内に納まった施設が完成できない場合は、損害賠償の請求や契約解除を行うことがあるので留意してください。

8 その他の留意事項

- (1) 予定事業費には、外構等付帯設備及びカーテン・ブラインド費を含みます。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 提出期限までに参加意向申出書を提出しない者は、技術提案書を提出できないものとします。
- (4) 提出された参加意向申出書、技術提案書は返却しません。
- (5) 提出された技術提案書の著作権は、その提出者に帰属することとします。
- (6) 提出された参加意向申出書は、参加資格の審査以外に提出者に無断で使用しません。
なお、技術提案書の特定に必要な範囲において複製を作成することがあります。
- (7) 提出された技術提案書の一部（様式11）は、技術提案書の特定後、特定及び次点に限らず、全て福山市ホームページ等に掲載することとしています。
特定（次点も含む。）されなかった技術提案書の福山市ホームページ等への掲載を、承諾しない場合には、その旨を技術提案書（様式11）に明記してください。
- (8) 参加意向申出書及び技術提案書の提出は、1参加企業につき1申請（共同事業体の場合は1共同事業体について1申請）とします。
- (9) 提出期限以降における参加意向申出書及び技術提案書の差替え及び再提出は認めません。
また、参加意向申出書及び技術提案書に記載した配置予定技術者は、原則として変更できません。ただし、病気、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければなりません。
- (10) 参加意向申出書及び技術提案書に虚偽の記載があった場合には、参加意向申出書又は技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名除外を行うことがあります。
- (11) 関係法令等
 - ・ 建築基準法（昭和25年法律第201号）
 - ・ 建築士法（昭和25年法律第202号）
 - ・ 都市計画法（昭和43年法律第100号）
 - ・ 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）

- ・景観法（平成16年法律第110号）
 - ・消防法（昭和23年法律第186号）
 - ・道路法（昭和27年法律第180号）
 - ・水道法（昭和32年法律177号）
 - ・下水道法（昭和33年法律第79号）
 - ・電気事業法（昭和39年法律第170号）
 - ・ガス事業法（昭和29年法律第51号）
 - ・電波法（昭和25年法律第131号）
 - ・住宅の品質確保の促進などに関する法律（平成11年法律第81号）
 - ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）
 - ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）
 - ・建設業法（昭和24年法律第100号）
 - ・宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）
 - ・特定住宅瑕疵担保責任履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）
 - ・その他本事業に関連する法令，広島県及び福山市で定める条例及び規則等
- (12) 審査委員が関係する事業所に所属する者は，本プロポーザルに参加できないこととします。
- (13) 提出者（提出を予定している者を含む。）又はその関係者は，技術提案書の特定に関して，審査委員に接触することを禁止し，接触の事実が認められた場合には，失格とすることがあります。
- (14) 本業務は，プロポーザル方式により事業者を選定するものであるため，具体的な整備内容は，技術提案書に記載された内容を反映しつつ発注者との協議に基づいて決定するものとします。
- (15) 参加意向申出書及び技術提案書の作成，提出等，プロポーザル参加に要する経費等は，全て参加者の負担とします。
- (16) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続性が困難となった場合には，市は契約の解除ができるものとします。この場合，市に生じた損害は，受託者が賠償するものとします。
- (17) 今後の社会情勢や財政事情の変化，その他不可抗力等により，事業計画の変更又は中止をする場合があります。この場合，参加者に対して福山市は一切の責任を負わないものとします。
- (18) 福山市立福山中・高等学校の概要等を確認できる資料として，閲覧可能なものは次のとおりです。
- 「沿革」別紙 9-1 「学校規模」別紙 9-2 「教育方針・コンセプト」別紙 9-3
「三つの方針」別紙 9-4 「福山中・高等学校第Ⅴ期ビジョン」別紙 9-5

(仮称)福山高等学校寄宿舎借上事業の選定事業者を求める福山市の考え

福山市立福山中・高等学校は、1899年（明治32年）に創設された私立女子学校を母体とし、1969年（昭和44年）に福山市立福山高等学校として福山市に移管された。2004年（平成16年）4月には、福山市立福山中学校を開校し、広島県東部初めての併設型公立中高一貫教育校となった。「interaction(共感)intelligence(知性)intention(意志)」を校訓に、「i-dream 夢をみつけ はぐくみ かなえる」をキャッチフレーズとして、国際社会で活躍する人、地域社会でリードする人の育成に取り組んでいる。

社会が大きく変動し、人々の価値観が多様化している今日において、一人一人の「違い」を尊重し、様々な人々と協働して、全ての人自分らしく幸せに生きることができる社会を作っていくために、学校教育に期待される役割は、より大きなものになってきている。

同校は、教育理念として『ESD(持続可能な開発のための)を通じて、生徒一人一人が持つ潜在的な独創性を引き出し、溢れる知性とチャレンジ精神をエネルギーに、持続可能な社会の創造に向けグローバルに活躍する人間を育成する』を掲げ、「積極的に地域や社会に働きかけ、課題を発見し、よりよい価値の創造に向け努力する生徒」「多様性を認め合う寛容さを持ち、互いの思い・考えを大切にしながら協働する生徒」「心身ともに健康で、困難に負けず粘り強く挑戦し続ける生徒」を、目指す生徒像としている。

また、2022年（令和4年）より、通学区域を県内全域とし、遠方からの入学希望に応えている。当該施設は、広く意欲ある生徒の受け皿として、夢の実現に向けて邁進できる安心安全な生活環境を整え、共同生活が、生徒にとっての「学びの場」となり、これからの人生において貴重な経験となりえることが期待できる施設とする。